

# 令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」体感モデルツアー業務委託仕様書

## 1 趣旨・目的

この業務は平成27年12月に世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」を象徴とする「長良川システム」を保全、継承していくことで、農林水産業の振興、伝統漁法や文化の継承、地域ぐるみの河川や環境の保全及び、観光誘客などを推進していくため、「鵜飼」「やな」など長良川の観光資源を前面に出しながら、美濃和紙の紙漉き、郡上踊り等の伝統文化や、農林漁業体験等を組み合わせた世界農業遺産「清流長良川の鮎」を体感できるモデルツアーを実施するものである。

## 2 業務委託名

令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」体感モデルツアー業務委託

## 3 事業実施期間

契約締結日から令和3年12月17日（金）まで

## 4 業務内容

下記の事項を踏まえた内容で体感モデルツアーを企画し実施する。

### 【ツアーの概要】

「鵜飼」「やな」など長良川の観光資源を前面に出しながら、美濃和紙の紙漉き、郡上踊り等の伝統文化や、農林漁業体験等を組み合わせた世界農業遺産「清流長良川の鮎」を体感できるモデルツアーを企画し実施するものであり、長良川システムを理解するための伝統文化体験、農林漁業体験、環境学習などのプログラムを行うものとする。

また、漁業体験等の長良川の魅力を発掘するため、新たな観光資源等をモデルツアーに組み込み、ツアーとしての試行及び評価を行うものとする。

### 【ツアーコースの設定】

長良川上中流域内（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）を巡るルートを基本とし、ツアーコースを設定する。

### 【ツアーコースの企画・内容】

- (1) 各コースにて、世界農業遺産について説明し、参加者が長良川システム全体を理解できるようにすること。
- (2) 各コースは、テーマと対象者を明確に設定するとともに、魅力あるコースを企画することで、参加対象者が多様化するように努めること。
- (3) 里川における伝統漁法の理解につながるコースを、全コースのうち1コース以上設定すること。（例：瀬張り漁体験、投網体験等）
- (4) 長良川鉄道を活用したコースを、全コースのうち1コース以上設定すること。
- (5) 全コースのうち1コースをG I A H S 鮎の日（7月25日（日））に設定すること。また、メイン会場である「清流長良川あゆパーク」（郡上市白鳥町）での開会式へ参加できる行程とすること。
- (6) 全コースのうち、清流長良川あゆパークを利用して体験学習を行うコースを1コース以上設定すること。（(5)を除く。）
- (7) 全コースのうち、石川県を発着としたコースを1コース以上設定すること。
- (8) 参加者に提供する食事は、各コースのプログラムを構成する重要な要素であることを認識し、地元の食材、名産品、郷土料理の活用に努めること。また、農林漁業体験と食事や試食を組み合わせるなどコースの設定には工夫を図ること。

- (9) ツアーコースの企画には世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」制度や長良川流域観光推進協議会の取組みを参考とすること。
- (10) モニターツアーとなるため、アンケートの実施や意見交換会などの方法で、参加者からツアーや観光資源に対する意見を聴取すること。また、それらを取りまとめ、民間事業者の視点から今後のツアー実施に向けた課題等について報告すること。
- (11) ツアー実施後、参加者の感想等を取りまとめ、ホームページやSNSを活用し、ツアーを広報すること。

#### 【参加対象者】

- (1) 小中学生とその保護者を対象者とするコースを1コース以上設定すること。
- (2) 全参加者のうち県外からの参加割合が2分の1以上となるよう努めること。

#### 【実施期間】

- (1) 契約締結後速やかに開始し、11月末までの間を通じて計画的に実施すること。
- (2) GIAHS鮎の日（7月25日（日））に1コース設定すること。
- (3) 夏、秋のそれぞれにコースを設定すること。  
※夏は6月から8月、秋は9月から11月とする。

#### 【実施回数、参加者数】

- (1) 5コース（同一コースの複数回実施は不可する。）以上のコース造成を実施目標とし、不可抗力等によるツアーの中止を考慮したコース数を造成すること。
- (2) 延べ100人以上の参加者を目標値として設定し、各コースにおいては、プログラムに応じた定員を設定した上で、最少催行人員を設定すること。
- (3) 全コースのうち、宿泊を伴うコース（1泊2日）を1コース以上造成すること。

#### 【農林漁業団体等の活用・連携】

- (1) 農林漁業団体等の活用・連携にあたっては、予め当事業の趣旨・目的について共通理解を図ること。
- (2) 受託者と農林漁業団体等が各コースの企画・募集・催行において互いのノウハウを十分に生かし、ツアーに対する参加者の評価を高めるほか、双方にとって有益なものとなるよう努めること。

#### 【参加者の募集等】

- (1) 参加者の募集、申込みの受付、旅行契約の締結を行うものとする。
- (2) 参加者の募集は、チラシの作成・配布によるほか、各コースの内容、対象者、発着地等を踏まえ、新聞広告、フリーペーパー、ウェブサイト、SNSなど、独自のノウハウや手法を活用するとともに、農林漁業団体等とも連携して効率的かつ効果的に行うこと。また、参加者の募集のチラシは、作成後、速やかに500部を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「協議会」という。）へ提出すること。

#### 【参加費の徴収】

訪問先で必要となる施設入場料、活動体験料、飲食代、宿泊代及びツアー参加に伴う旅行保険料については、原則、参加費として参加者から徴収すること。また、講師及びインストラクターへの謝金は業務の経費とすることができる。その他の経費について参加費を徴収する場合は協議会と協議すること。

#### 【不可抗力等によるツアーの中止】

- (1) 悪天候、災害及び疾病の発生など、受託者の責によらない事由によりツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。
- (2) 申込者が最少催行人員に達せずツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は受託者

の負担とする。

- (3) ツアーの中止により、実施回数、参加者数の目標値を達成することができないときは、委託費の範囲内で再度ツアーを企画し実施することができる。

#### 【安全管理】

- (1) 訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- (2) 自然体験や環境保全活動等を行う際は、ヘルメット、ライフジャケット等、安全対策のための装備着用を徹底すること。
- (3) ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- (4) マスクの着用、車内における乗客同士の距離の確保や換気等による新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底すること。

#### 【食事】

- (1) 参加者に提供する食事に使用される食材等について、地域の環境や文化との関係などを参加者に説明すること。
- (2) 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者の食物アレルギーへの対応を行うこと。

#### 【記録】

- (1) 各コースの様子を記録するため、写真撮影を行うこと。(写真は jpeg 形式、1600×1200 ピクセル以上とする。)
- (2) 撮影する写真等は、各コースの活動の様子を様々な角度から撮影するものとし、協議会のウェブサイト、フェイスブックやツイッター、インスタグラム等の SNS、その他の広報媒体等での使用に適したものとすよう努めること。
- (3) 参加者に対し、撮影した写真等は協議会がウェブサイト及びその他広報資料等において使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

#### 【その他】

- (1) 雨天時等に備えて代替プログラムを用意すること。
- (2) 各コースの安全かつ円滑な進行に配慮するとともに、往路車中又はプログラム開始前にガイダンスを行い、日程、コースのテーマやプログラムのポイント、訪問先や団体の概要、安全喚起等について、資料を作成・配布して説明を行うこと。
- (3) 参加者を対象としたアンケート（ツアー当日）を実施し、結果を取りまとめて評価を行うものとする。なお、アンケートの内容は別途協議会から指示する。
- (4) 各コースの実施後、速やかに実施報告書（申込人数、参加人数、アンケート結果等をまとめたもの。）を作成の上、撮影した写真等とともに協議会へ提出すること。なお、当該報告書の様式等は別途協議会から指示する。

## 5 業務実施体制

### (1) 管理責任者等の配置

本業務の管理責任者及び協議会又は訪問先等との各種調整の窓口となる業務担当者をそれぞれ1名定めること。(共同体の場合は代表法人の者とする。)

### (2) 実施体制表の作成

本業務の実施体制を示す実施体制表を作成すること。また、事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備え、危機管理体制、対応方法を明確にしておくこと。

### (3) 安全管理体制

各コースの実施にあたり、活動時の安全管理体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

## 6 クレームへの対応及び第三者に対する損害賠償

- (1) 参加者等からのクレームについて、受託者は解決に向けて誠意のある対応をとること。またその対応の経過について、速やかに協議会に報告すること。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

## 7 業務完了後の提出書類

本業務完了後1か月を経過する日又は令和3年12月17日（金）のいずれか早く到来する日までに、協議会に対し、次の（1）～（4）の書類を、（5）、（6）のとおり提出するものとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支精算報告書
- (3) 委託業務完了届
- (4) 記録写真
- (5) 提出部数：書面2部、上記を記載した電子データ（CDもしくはDVD）1部  
※ 電子データについては、暗号化機能を装備した記録媒体とし、データを暗号化又はパスワード設定をしたうえで、提出の前にはウィルスチェックを行うこと。
- (6) 納入場所：世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

## 8 支払条件等

- (1) 本業務に係る経費については、業務開始以降に支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合は、受託者は概算払いを請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出すること。
- (3) 本業務終了後、契約書に記載の範囲において、ツアーの実施に要した経費と参加費を精算し、委託契約額を確定するものとする。
- (4) 確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合は、受託者は当該超過分を協議会に返還するものとする。

## 9 著作権の譲渡等

著作権等については、別記「著作権等取扱特記事項」による。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 法令等の遵守  
受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関連法令等を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、協議会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護  
受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平

成 10 年岐阜県条例第 21 号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成 11 年岐阜県規則第 8 号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(6) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、協議会に履行期間の延長を請求することができる。

## 11 その他

- (1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、協議会及び受託者双方合意の上、決定する。なお、提案内容は、提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容の全てを採用して契約締結するとは限らないものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る事業計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を作成し、協議会の承認を得ることとする。また、業務の実施に当たっては、協議会と十分協議したうえで行うものとする。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別記

## 著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者(以下「乙」という。)に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会(以下「甲」という。)又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権のうち、次に掲げる権利を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 同法第27条に規定する権利
  - 二 同法第28条に規定する権利
- 2 成果物の作成のために乙が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 写真 同法第27条に規定する権利
  - 二 写真 同法第28条に規定する権利
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る写真の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を乙に譲渡させるものとする。
- 一 乙の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 乙は、甲に対し、成果物及び当該成果物に係る写真(以下「成果物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 甲は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 乙は、甲に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 乙は、甲に対し、成果物等の電子データが入った納入物（CD もしくは DVD）を当該成果物等の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。